

減免額の計算例（75歳以上の夫婦世帯）

令和3年の夫の事業収入が令和2年よりも30%以上減少する場合

【世帯構成】

夫（78歳、世帯の主たる生計維持者）

妻（76歳）

【令和2年中の所得額】 ⇒夫婦合計180万円

夫	給与所得 100万円(給与収入167万円に相当)	}	夫の合計所得金額 170万円
	年金所得 70万円(年金収入190万円に相当)		
妻	年金所得 10万円(年金収入130万円に相当)		

【令和3年中の収入見込額】 ⇒夫婦合計 105万円

夫	給与所得 25万円(給与収入 80万円に相当)	}	夫の合計所得金額 95万円
	年金所得 70万円(年金収入180万円に相当)		
妻	年金所得 10万円(年金収入120万円に相当)		

【令和3年度の保険料】

夫 161,400円

妻 43,600円

合計 205,000円

減免要件の判定

(減免要件ア)

- ・令和3年中の給与収入見込額：80万円…a
- ・保険金、損害賠償等により補填されるべき金額：0円…b
- ・令和2年中の給与収入額：167万円…c

$$\left\{ \frac{a + b}{c} - 1 \right\} \times 100 = \left\{ \frac{80 \text{万円} + 0 \text{円}}{167 \text{万円}} - 1 \right\} \times 100 = \blacktriangle 52.1 \Rightarrow 52.1\% \text{の減少}$$

30%以上の減少

(減免要件イ)

夫の令和2年中の合計所得金額 170万円

1,000万円以下

(減免要件ウ)

減少が見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得金額 70万円

400万円以下

以上、上記のア・イ・ウの減免要件をすべて満たしているため、減免対象世帯

減免額の計算

・ 保険料の減免額の計算

減免対象の保険料額 (A×B/C) に、令和2年の所得の合計額に応じた減免割合(D)をかけた金額です。

・ 減免対象の保険料額 (A×B/C)

A：令和3年度の保険料額

B：減少が見込まれる事業収入等にかかる前年の所得の合計額

C：世帯の主たる生計維持者と世帯の被保険者の前年の所得の合計額

・ 所得の合計額に応じた減免割合 (D)

世帯の主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額

前年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	全部(10分の10)
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

【保険料の減免額 (概算)】

世帯の主たる生計維持者の令和2年の所得の合計額・・・170万円

→減免割合(D) 全部(10分の10)

(A) (B/C) (D)
夫 161,400円 × (100万円/180万円) × 全部(10分の10) ≒ **89,700円**

妻 43,600円 × (100万円/180万円) × 全部(10分の10) ≒ **24,300円**

夫減免額 **妻減免額** **減免額合計**
89,700円 + 24,300円 = 114,000円

以上により、夫婦の令和3年度保険料の合計額205,000円のうち、114,000円が減免となります。